

1. 案件名:「バ・コンゴ州コミュニティ司法プロジェクト」(現地国内研修)
2. 相手国機関名:司法省
3. 期間:2009年12月～2012年3月

4. 協力の背景:

コンゴ民主共和国では、91年以降、十数年にわたり続いた内戦後、2006年に独立以来初の民主的選挙を実施、復興開発に向け、現在第三共和制憲法に基づき法治国家再建を目指し、治安セクター改革(軍・警察・司法)の枠組みにおいて司法制度改革に向けた取組みが始まったものの、現状では司法制度の機能不全や国民の司法アクセスの欠如が深刻な人権侵害(性的暴力被害は世界でも最悪、冤罪、その他不処罰などが横行)、汚職の蔓延などが深刻であり、同国のガバナンス改善を大きく妨げている。

かかる状況に対し、合同司法委員会(CMJ)にて「司法改革行動計画」が策定され、現在これに基づいた改革、ドナーによる支援が進んでおり、わが国としても法治国家の再建を通じた住民の司法へのアクセス確保のため、バ・コンゴ州において裁判所、検事局などの司法機能強化、司法官などの人材育成・能力強化、住民や市民社会に対する法概念の普及・啓蒙活動を中心に援助を行った。

5. 協力内容:

【日本側投入】

研修、セミナーの実施、一部機材供与(法文書配布、ドキュメンテーション関連機材等)、ロジ支援

- 2009年度 約 340,000 米ドル
- 2010年度 約 1,236,000 米ドル
- 2011年度 約 1,550,000 米ドル

【コンゴ民側投入】

カウンターパートの配置

6. 成果:

当プロジェクトの継続実施によって、バ・コンゴ州における司法官の能力強化が図られ、コミュニティに司法制度が認識され、地域住民、市民社会の司法制度への参加の機会が増大すること。

以上